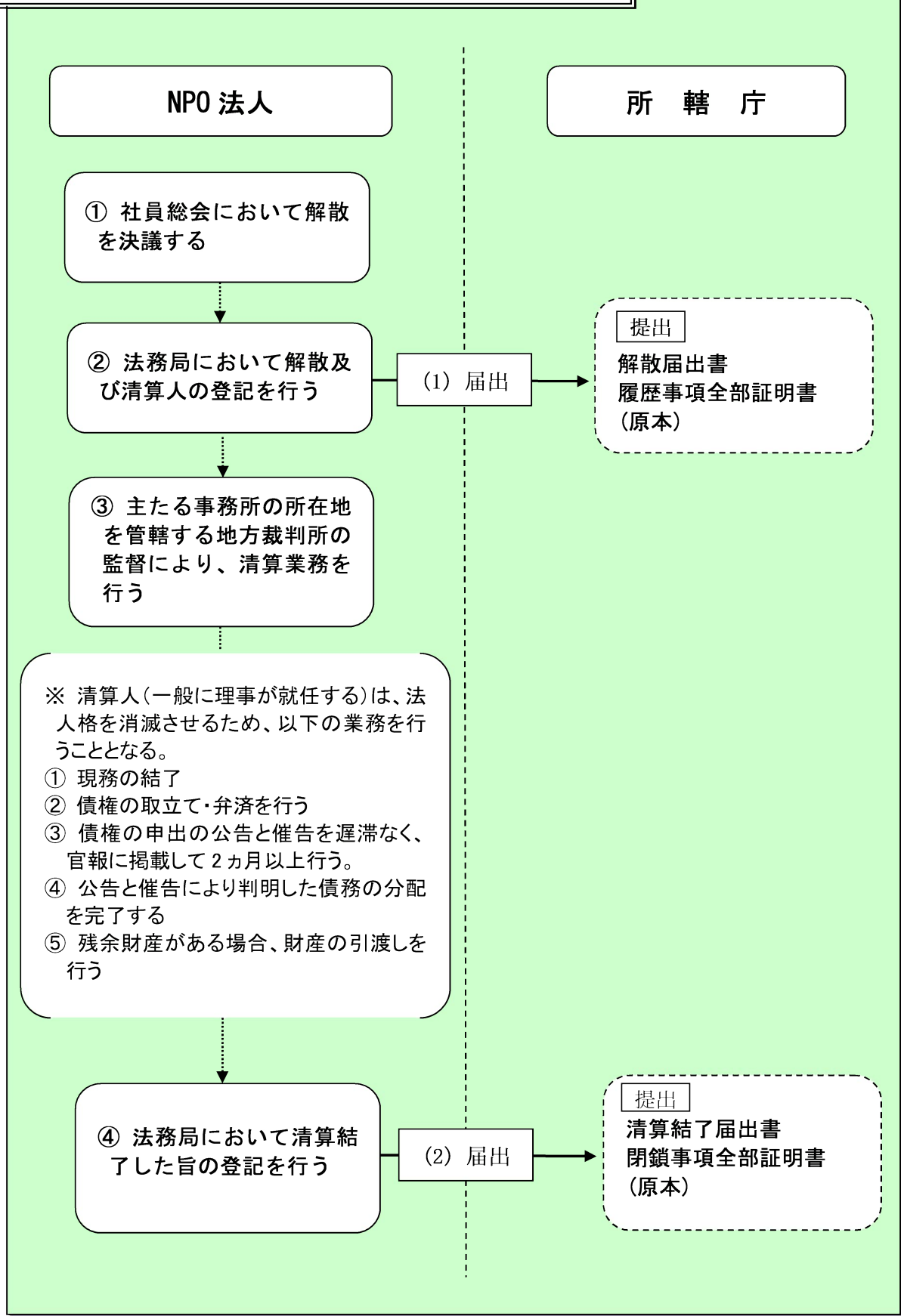


《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー



NPO 法人を解散するには

1. 解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散する（法 31①）。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続き開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けなければならない（法 31②③）。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない（法 31④）。

【社員総会の決議によって解散する場合】

①社員総会の開催

- ・社員総会を開き、法人の解散について議決する。総社員の 4 分の 3 以上の賛成が必要。ただし、定款で別に定めがある場合は定款に従う。
- ・残余財産の処分について、帰属先を定款に基づき議決する。
(残余財産を社員(会員)に分配することは出来ない。)
※役員が法人への貸付金を債権放棄する場合も、ここで議決する。
※定款に残余財産の帰属先の定めがない場合は「残余財産譲渡認証申請書」を所轄庁(浜松市)に提出し、認証を受けなければならない(第 12 号様式)。
- ・清算人の選任をする。定款の定めにより選任し、議決する。
清算人は、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により(1)～(5)の清算業務を行なうこととなる(法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①)。
 - (1) 現務の終了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し
 - (4) 債権の申出の公告と催告…④
 - (5) 公告と催告により判明した債務の分配…⑤
- ・上記の社員総会議事録を作成する。(様式例を参照)

②解散の登記

- ・法務局で法人の解散と清算人を登記する。(解散総会から 2 週間以内)
- ・解散の登記後は「清算法人」となり、清算の目的の範囲内において、清算終了までは存続するとみなす(法第 31 条の 4)

③解散届出書の提出

- ・所轄庁(浜松市)に「解散届出書」を提出する。履歴事項全部証明書(原本)を添付する。

④解散の公告を官報に掲載する

- ・清算人は、就任の日から 2 カ月以内に官報に公告を掲載し、債権者に対し一定期間内に債権の申し出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合の「一定期間」は 2 カ月を下ることができない(法第 31 条の 10 第 1 項)。(広告文の例参照)

⑤債務の分配

- ・清算人は、債権者に債務の支払い等の分配を行い、残余財産を解散総会で定めた遺族先に引き渡す。

2. 清算の結了手続

清算人は、清算が終了した時点で、法務局で清算結了の登記を行う。(法人格が消滅する)

清算結了届出書の提出

- ・所轄庁(浜松市)に「清算結了届出書」(第 13 号様式)を提出する。閉鎖事項全部証明書(原本)を添付する。

解散総会議事録作成例

特定非営利活動法人〇〇〇〇総会議事録

- 1 日時：〇〇〇〇年〇月〇日 午前〇〇時から午前〇〇時
- 2 場所：浜松市〇区〇町〇〇番地の〇 〇〇〇〇会議室
- 3 出席者数：社員総数〇人のうち〇人出席(うち書面評決者〇人、評決委任者〇人)
- 4 審議事項
 - (1) 議長の選出
 - (2) 第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散について
 - (3) 第2号議案 残余財産の処分について
 - (4) 第3号議案 清算人の選出について
- 5 議事の経過概要及び評決の結果
 - (1) 司会者より本日の総会が有効に成立した旨を告げ、議長に〇〇〇〇氏を指名し満場一致で承認され、議事に入った。
 - (2) 第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散について
議長より当法人の解散について説明があり、審議の結果全員意義なくこれを承認し可決された。
 - (3) 第2号議案 残余財産の処分について
議長より残余財産に関して、△△△△に譲渡することについて説明があり、審議の結果全員意義なくこれを承認し可決された。
(注：役員等からの借入金のある場合で、債権を放棄する場合もここでその旨審議する。)
 - (4) 第3号議案 清算人の選任について
議長より、清算人として〇〇〇〇氏を選任したいとの提案があり、審議の結果全員意義なくこれを承認し可決された。なお、非選任者はその就任を承諾した。
- 6 議事録署名人の選任に関する事項
議長より、議事録署名人として××××氏、□□□□氏を選任したいとの提案があり、全員意義なくこれを承認した。
以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇〇〇年〇月〇日

議長	〇〇	〇〇	印
議事録署名人	××	××	印
同	□□	□□	印

(注：定款に「署名・押印」とある場合は必ず「署名」をすること)

記載例

第10号様式（第14条関係）

年 月 日

(提出する日を記載)

(あて先) 浜松市長

届出者 解散した特定非営利活動法人の名称
清算人の住所又は居所
清算人氏名
電話番号

解散届出書

次のとおり特定非営利活動法人 を解散したので、特定非営利活動促進法
第31条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 解散年月日 年 月 日
- 2 解散事由の該当規定 特定非営利活動促進法第31条第1項第 号
- 3 解散の理由
- 4 残余財産の処分方法

1, 2, 4, 6の中から当てはまるものを記入。
①社員総会の決議であれば「1」と記入する。

(備考)

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

記載例

(定款に残余財産の帰属先の定めがない場合のみ提出)

第12号様式(第16条関係)

年 月 日
(提出する日を記載)

(あて先) 浜松市長

申請者 解散した特定非営利活動法人の名称
清算人の住所又は居所
清算人氏名 ⑩
(清算人氏名を自署する場合は、押印は不要です。)
電話番号

残余財産譲渡認証申請書

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、次のとおり残余財産の譲渡の認証を受けたいので、申請します。

記

譲渡すべき残余財産		残余財産の譲渡を受ける者
種別	数量	

(備考)

残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

記載例

第13号様式（第17条関係）

年 月 日
(提出する日を記載)

(あて先) 浜松市長

届出者 解散した特定非営利活動法人の名称
清算人の住所又は居所
清算人氏名
電話番号

清算終了届出書

特定非営利活動法人 〇〇〇〇の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(備考)

清算終了の登記をしたことを証する閉鎖事項証明書を添付すること。

【例】官報への掲載文

【官報公告とは】

官報とは、政府が発行する機関誌で、行政機関の休日を除き毎日発行されています。普段目にする機会はありませんが、現在はインターネットで誰でも直近の三十日分の官報を無料で閲覧できます。

官報への掲載料金や、掲載の申し込み方法については、下記の官報販売所にお問い合わせください。

当法人は〇〇年〇〇月〇〇日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

〇〇年△△月△△日

住 所 静岡県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 □□マンション×××号室

法人名 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

清算人氏名 〇〇〇〇

掲載の申し込み・お問い合わせ

静岡県官報販売所 静岡市葵区追手町10-105

電話番号 054-253-2661